

奈良市和楽園役員及び評議員の報酬等に関する規程

奈良市和楽園役員及び評議員の報酬等に関する規程

平成14年3月12日

規程第4号

(総則)

この規程は、社会福祉法人奈良市和楽園定款第9条及び第23条の規定に基づき、理事長・理事・監事役員（以下「役員」という。）・評議員・評議員選任解任委員（以下「評議員等」という。）の報酬等費用弁償の額並びにその支給方法について定める。

(報酬)

第2条 役員・評議員等が別表4に規定する職務を行ったことに対する報酬の額は、別表第1の日額の報酬とする。ただし、常勤の施設長が理事の職を兼ねた場合においては、就業規則及び職員給与等支給規則を適用し、就業規則第15条に定める年齢に達した場合は、業務執行理事には第1給料表5級10号給を支給する。

(費用弁償)

第23条 役員・評議員等が、その職務のため旅行したときは、次条の規定により費用弁償を受けるときを除き、別表第12に定める額を費用弁償として支給する。

第23条の2 役員・評議員等が、理事会若しくは評議員会の会議等に出席したとき、又は監事が監査等のために出席したときは、別表第23に定める額を費用弁償として支給する。ただし、和楽園の施設長から選任された役員には支給しない。

(補則)

第34条 この規定に定めるもののほか、費用弁償の支給方法その他については、職員の旅費支給の例によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成14年 3月12日から施行する。
- 2 奈良市和楽園費用弁償規程（平成11年4月1日）は、廃止する。
- 3 奈良市和楽園旅費支給規程（平成10年規程第4号）の1部を次のように改正する。
第1条中 役員及び 第2条第1項中 役員及び 同条第2項中 理事、監事 を省く。

附 則

- 1 この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

報酬額

役職区分	報酬額
理事長	日額 21,000 円
理事	日額 14,000 円
監事	日額 14,000 円
評議員	日額 10,000 円
評議員選任解任委員	日額 10,000 円

備考

1 報酬額については、その者の勤務時間が2時間以上の場合には当該額とし、2時間未満の場合は、報酬額の4割を減額する。

別表第2（第3条関係）

費用弁償額

区 分	鉄 道 賃	航 空 賃	車 賃	旅行雑費 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)
	実 費 (普通運賃) 但し、100キロメートル以上の場合は、急行料金、座席指定のある場合は座席料金を支給する。 130キロメートル以上の場合は、新幹線料金又は特別急行料金を支給する。	実 費 (エコノミークラス)	実 費	近隣府県 800円 その他 1,600円 県 内 支給しない	14,500円

別表第3（第3条の2関係）

費用弁償額

支給区分	費用弁償額
役員	1,000円
評議員	1,000円
評議員選任解任委員	1,000円

別表第4（第2条関係）

役員・評議員の職務

役員等の種別	職務の内容
1.理事長	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、評議員会に関すること ・法人の財務管理に関すること ・法人の契約行為に関すること ・職員の労務管理に関すること ・決裁業務に関すること ・その他法人の運営に必要な業務に関すること
2.理事、評議員	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会・評議員会の審議に関すること ・理事、評議員会において、決議された案件についての執行状況の確認業務 ・理事長の命を受けて、法人及び施設運営業務に関する下記の項目について、意見及び相談を行うものとする。 (1)理事・評議員会の運営に関すること (2)設備資金借入等契約に関すること (3)建設及び施設整備工事請負契約に関すること (4)設備保守等管理に関すること (5)固定資産の取得及び処分に関すること (6)社会福祉事業にかかる許認可等に関すること (7)法人の新たな権利又は権利の放棄に関すること (8)人事、労務及び福利厚生に関すること (9)財務関連事項に関すること (10)その他施設運営に関すること
3.監事	<ul style="list-style-type: none"> ・法人会計の監査に関すること ・理事会・評議員会の審議に関すること ・理事、評議員会において、決議された案件についての執行状況の確認業務

4. 評議員選任解任委員	・評議員の選任・解任の審議に関すること
--------------	---------------------